

二〇〇三年総選挙をふりかえって

— 投票率・絶対得票率の分析 —

金子道雄

選挙区	1	2	3	4
選挙結果について	1	1	1	1
投票率問題	1	1	1	1
投票率の推移	1	1	1	1
都市部と農村部の投票率	1	1	1	1
投票率と世代間差異	1	1	1	1
投票率と性差	1	1	1	1
投票棄権の回避策	1	1	1	1
絶対得票率について	1	1	1	1
投票率と棄権率	1	1	1	1
絶対得票率の意義	1	1	1	1
自民党と絶対得票率	1	1	1	1
自民党と民主党の絶対得票率比較	1	1	1	1
議会制民主主義と多数(派)	1	1	1	1
多数党とは	1	1	1	1
三つの選挙制度と多数(派)	1	1	1	1
量と理念	1	1	1	1
おわりに	1	1	1	1

選挙結果について、投票率問題、投票率の推移、都市部と農村部の投票率、投票率と世代間差異、投票率と性差、投票棄権の回避策、絶対得票率について、投票率と棄権率、絶対得票率の意義、自民党と絶対得票率、自民党と民主党の絶対得票率比較、議会制民主主義と多数(派)、多数党とは、三つの選挙制度と多数(派)、量と理念、おわりに。

1 選挙結果について

第43回の衆議院総選挙は、03年11月9日行われ即日開票された。各党の獲得議席数は、表1のとおりである。

表1 衆議院の新勢力分野

	新議席	小選挙区	比例代表	選挙前議席
自民	244	175	69	247
(保守新)	(4)	(4)	(0)	9
民主	177	105	72	137
公明	34	9	25	31
共産	9	0	9	20
社民	6	1	5	18
無所属の会	1	1	0	5
自由連合	1	1	0	1
諸派	0	0	0	2
無所属の会	8	8	0	5
合計	480	300	180	480

出所『日本経済新聞』朝刊 2003年11月11日 1ページ 欠員5

連立政権を組む自民党と公明党は、衆議院の全17常任委員会の委員長を独占し委員数でも与党が野党を上回ることのできる絶対安定多数を得た。政権の一角を占めていた保守新党は振るわず早々ともとの鞘の自民党に復党することになった。公明党は3議席増ではあるが、存在感が与党内で一段と増す状況である。野党では、直前に自由党を「吸収合併」していた民主党は、その効果も得て40議席増やした。他方、共産党は前回の半分弱の議席にとどまり、社民党は現有の3分の2議席を減らし後退した。与野党比では、278(26減)対192(17増)となつて、選挙前の112議席差から86議席差へとかなり縮まった。今回の選挙は、「二大政党制への足がかりを得た選挙とも言えなくもない。しかし、手応えを感じさせる確固とした根拠となるような材料には乏しい。自民党と民主党との議席比率が10ポイント近くさらに縮まらない限り、常時、政権交代可能な移行条件は整わず、二大政党制の現実性をいま云々することは時期尚早であろう。

日本の「二大政党制」を展望するとすれば、現行の選挙制度のように一部比例制を加味している点で、二つの大政党を軸にした他の小政党と連立しあう型の政権構図になる、と思われる。小政党のキャスティング・ヴォート化の可能性がきわめて高くなる。いずれにしても、二大政党化現象は、ヨーロッパ諸国の多くがたどった経緯と実例を見るまでもなく、イデオロギーの相違を希薄にしつつ政党の「総中道化」がいっそう進み、現状では恐らく外交・国際関係を除いては、大政党間の違いの線引きがますます難しく、実質「一極になる傾向」も否定できない。しかし、ある程度「多党制」が排除されないものでは、後退した共産党や社民党にも浮上のチャンスがあるし、新政党・政党再編の可能性もあり得る。

翻って、二大政党化現象は、自然現象ではなく、選挙制度からくるきわめて作爲的現象である。人間と社会は本来多元的存在であるにもかかわらず、1か0で推しはからなければならぬ政治制度は不合理・不自然であって、民主主義の進展にも逆行する。レイプハルトがつとに提唱していた多様な価値観を吸収することのできる同意型民主主義の政治制度（権力分有、コーポラティズム、自治権、比例制）の構築課題といったテーマと二大政党制とは、本質的には互いに相反する対極に立つものである。

03年の総選挙をふりかえってみると、どの論点部分を扱うにせよ、日本の政治社会に底深く連なるような問題群と接し合うものとなる。本稿では、投票率と絶対得票率に焦点を絞って考察した。今回総選挙における投票率や絶対得票率の問題は、それ自体検討課題として詳しく対象化し得る。しかし、投票率と絶対得票率のおよその検討を通じて、議会制民主主義のもとでの「国家権力の正当性」といった前提的な論点に対して、どの程度ポレミカルな素材を提供できるか、若干の問題提起を試みたい。

2 投票率問題

02年のドイツの総選挙において、80%台から3%程度投票率が下がって79%台に減少したことが、マスコミでもかなり取り上げられたようである。ところが、日本の状況は50%台に下がっても、どの全国紙の社説でもとりたてて扱っていない。問題にする必要がないのか、あるいは「慣れの文化」なのかわからないが、本来、3回も連続した最悪の投票率問題は、憂慮すべき重い事態のはずであろう。

投票率の推移 右肩上がりの経済成長を下敷きにした55年体制(第28回総選挙から第39回)のもとでは、投票率はほぼ横一線の状態で表2の第40回までの平均は72.04%であった。しかし、バブル経済の崩壊と自民党の分党化のもとの合従連衡が起きた第41回以降、経済、政治、あるいは国民生活問題など改革ターゲットの浮上とそれをめぐる熱い争点「化」が期待されたにもかかわらず、逆に投票率は下降線をたどることになった。今回は、過去およそ30年間の平均投票率と比較すれば、実に12%以上も落ち込んでいる。このまま推移していくとどうなるのか、政治参加過程の空白部分が固定化するどころか広がりさえ懸念されよう。

表2 55年体制以降の投票率と棄権率の推移

衆議院選挙	投票日	投票率%	棄権率%
第28回	1958年5月22日	76.99	23.01
第29回	1960年11月20日	73.51	26.49
第30回	1963年11月21日	71.14	28.86
第31回	1967年1月29日	73.99	26.01
第32回	1969年12月27日	68.51	31.49
第33回	1972年12月10日	71.76	28.24
第34回	1976年12月5日	73.45	26.55
第35回	1979年10月7日	68.01	31.99
第36回	1980年6月22日	74.57	25.43
第37回	1983年12月18日	67.94	32.06
第38回	1986年6月6日	71.40	28.60
第39回	1990年2月18日	73.31	26.69
第40回	1993年7月18日	67.26	32.74
第41回	1996年10月20日	59.65	40.35
第42回	2000年6月28日	62.49	37.51
第43回	2003年11月9日	59.86	40.14

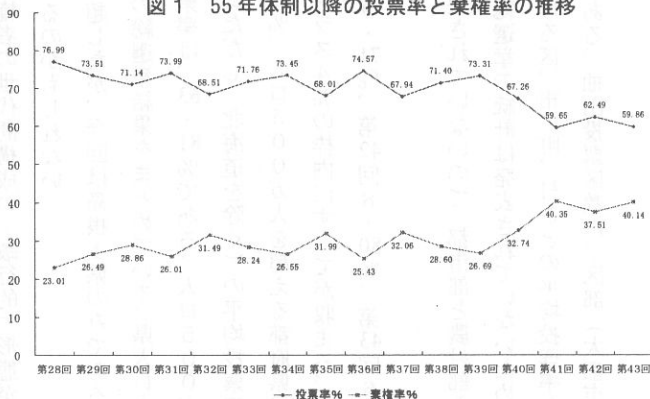
今回の選挙区投票率は59・86%で、前回に比べて2・63%減になった。戦後行われた総選挙中、この数字は前々回の96年の総選挙に次ぐ最悪の記録である。図1が示すように、棄権率の上昇傾向は第40回総選挙から進んでいた。しかし、最悪の棄権率40%以上またはそれに近い状態が連続して3度続くととはどう考えても尋常ではない。

55年体制以降、中選挙区制のもとでの平均棄権率は28・32%である。しかし、96年の小選挙区比例代表制の並立制のもとでの3回の平均棄権率が39・33%となつて11%以上急上昇していることがわかる。大都市を中心とした地方首長・議員選挙の棄権率が60%どころか70%を超える例もまったく珍しくないが、国政選挙にまでそれが波及してきているのかどうかはにわかに断定できないにしても、いまのままですと、今後投票率は40%台に定着してしまふ可能性が十分あり得る。

それにしても、棄権率が高すぎる。1票の格差問題をめぐって憲法違反か否かを問う場合と同じように、棄権率が高いか否かを量る絶対的な判断基準はない。しかし、欧米諸国と比較することも一つの参考にならう。ただし、アメリカの例は参考にならない。

有権者総数1億2百万人(小選挙区)のうち4千万人(小選挙区)という膨大な国民層が選挙権の行使を放棄したことになる。この数字は、人口集中地域の上に位置する東京、大阪、神奈川、愛知、福岡の5都府県の有権者総

図1 55年体制以降の投票率と棄権率の推移



数にほぼ並び、投票者数から見れば、自民党と民主党の得票数（比例代表）を合わせたものに匹敵する。

前回の選挙、今回の選挙いずれも有権者数1億人強のもとで実施されている。1億人強とは、人口に占める有権者比に換算すると、世界では類がないような高い実数になる。日本の急カーブの高齢化社会・少子化社会の到来が、選挙行動にすでにかなり色濃く反映されているのではないか。従来と異なる有権者の世代間構成の「跛行的」形態が、投票にどのように反映されるのか、新しいテーマも自ずとそこに内在しているのかもしれない。

都市部と農村部の投票率

前回総選挙の投票率でみると7県で70%を超したが、今回は島根1県のみである。表3では、県人口100万人以下の7県と都府県500万人以上のここ3回の総選挙結果をまとめている。県人口100万人以下の鳥取、島根、高知、徳島、福井、佐賀、山梨の7県の平均投票率は、63・81%である。人口500万人を超える東京、大阪、神奈川県、愛知、埼玉、千葉、兵庫、福岡の8都府県（ただし、北海道を除く）の平均投票率は57・32%であった。人口100万人以下の県では、全国平均のプラス3・95%、人口500万人を超える都府県では、全国平均マイナス2・50%であった。平均投票率からマイナス3ないしプラス4%の枠内にすべてが収まる。また、県人口100万人以下と県人口500万人の投票率の開きでは、第41回9・71%、第42回8・80%、第43回6・49%へと段々差が縮まってきている。

上述の資料では、都市部と農村部の投票率の比較が直接的には必ずしも反映されていないので、都市部と農村部を細かく区分けした旧自治省統計をさらに見てみたい。ただし、現時点で第43回総選挙の統計は発表されていないため、参考として前回と前々回について見て推測するほかない。前回と前々回における区、市、町、村ごとの平均投票率からさらに標準となる全国の投票率との差（標準差）をまとめたものが表4⁽¹³⁾である。抽出投票区数は、区部（大都市）11、市部54、町部47、村部45である。

表3 衆議院選挙第41回、第42回、第43回投票率

	第41回	第42回	第43回
投票率 (全国平均)	59.65%	62.49%	59.86%
県人口 100万以下	%	%	%
鳥取 613千人	67.45	73.53	66.94
島根 761	75.68	77.18	70.66
高知 814	58.48	60.46	56.92
徳島 824	60.14	64.63	60.77
福井 829	69.70	69.73	64.81
佐賀 877	66.07	68.95	64.47
山梨 888	62.28	65.38	62.10
平均	65.68	68.55	63.81
全国平均差	6.03	6.06	3.95
県人口 500万以上	%	%	%
東京 12059千人	56.54	60.46	58.35
大阪 8805	54.81	55.69	54.92
神奈川 8490	55.49	59.64	57.78
愛知 7043	56.37	60.63	59.30
埼玉 6938	53.44	58.49	53.98
千葉 5926	54.53	58.46	56.82
兵庫 5551	57.97	60.55	59.11
福岡 5016	58.65	61.18	58.34
平均	55.97	59.76	57.32
全国平均差	-3.68	-2.73	-2.54

く、今回もさしたる違いがないことが十分推測できる。

総じて、県別地域、内容的には都市部と農村部における投票率格差は、これまでと違って非常に接近しどこでも酷似した現象が特色である。いわば、選挙権の放棄比較では全国中「金太郎飴」現象といってもよい。

投票率と世代間差異

投票率の減少傾向は、各世代でどうなっているのか。今回第43回総選挙の世代間投票率についての総務省統計が現時点で抽出集計されていないので、前回と前々回の第41回、第42回総選挙の旧自治省資料

全国標準差は、大都市部が5%弱程度低い。市部が標準差0に近似し、5万人以上の市部と5万人未満の市部とを分けた場合でも最大3%以内に収まる⁽¹⁴⁾。町・村部は約5%から9%程度高い。区・市・町・村部に分けた場合では、最大14%内の範囲に収まる。しかし、前回も前々回も各部の標準差はほとんど変わらない。したがって、区部がとくに低調だという数字は見つからない。

今回の総選挙結果は、表3のような県別による投票率を見るかぎり、大都市部と農村部との差は小さい。しかも、前々回、前回の資料であるが、区・市・町・村に分けて細かく見た場合にも変化の差が小さ

表 4 大都市と農村部の投票率比較

	第 4 1 回	標準差	第 4 2 回	標準差
区部	54.73	-4.92	57.88	-4.61
市部	60.92	1.27	62.47	0.02
町部	64.93	5.28	67.91	5.42
村部	68.86	9.21	72.01	9.52

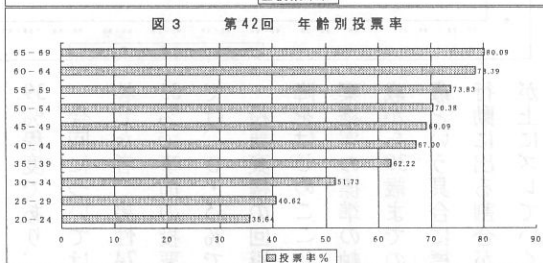
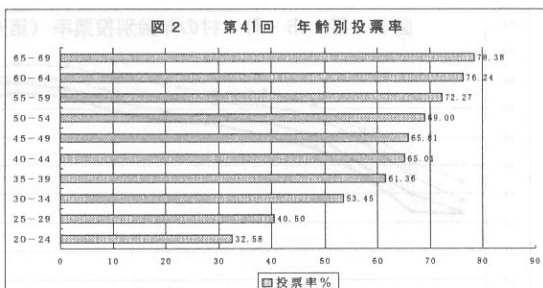
を提示しておきたい。

この資料は、全国 53434 投票区において、各都道府県の市町村から原則として 1 投票区ずつ計 157 投票区を 5 歳ごとに世代区分して抽出した結果である。⁽¹⁵⁾ 第 41 回、第 42 回を通じて年齢が低いほど投票率が極端に低下している。第 41 回の最大 (78・38%) と最小 (32・58%) の開きは、2・41 倍になる。第 42 回の最大 (80・09%) と最小 (35・64%) 開きでは、2・25 倍になる。全国の平均投票率に近い世代は、35 歳から 39 歳台で第 41 回、第 42 回を通じて同じである。

さらに、第 41 回と第 42 回の大都市部と農村部の年齢別投票率を示したものが図 4 と図 5⁽¹⁶⁾ である。第 42 回の調査では、高齢化減少を踏まえて 70 歳以上も 5 歳ごとにさらに区分けしている。区部のみ数値をいれて図を見やすくしている。65 歳から 69 歳の世代が区、市、町、村部を問わず投票率が最も高い。自然の生理として 80 歳以上では急激に投票率は下降する。

今回はどうなるのか、現時点では資料がない。しかし、確定したことは言えないが、『毎日新聞』の 10 月 31 日から 11 月 1 日の直前の特別世論調査⁽¹⁷⁾ でおよその推測ができる。それによれば、「投票に必ず行く」と回答した者 20 代 41%、30 代 52%、40 代 65%、50 代 76%、60 代 83%、70 代 84% という回答である。いずれの世代も「必ず投票に行く」アンケート結果と実際の乖離率は平均で 11% 程度とする算定が可能である。したがって、アンケート結果を実際の乖離率で「修正」すると、20 代 36%、30 代 46%、40 代 58%、50 代 68%、60 代 74%、70 代 75% となる。前 2 回と今回の第 43 回を概略比べると、20 代は変化がなく、30 代以上にかんがりの変化が

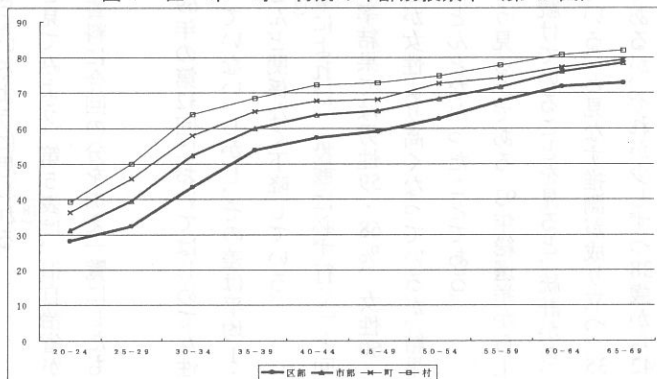
のまま投票場に行かない傾向が強いことが読み取れる。要するに、一過性のものではなく「構造的」沈下現象が広まってきているのではないか、と思われる。歯止めの手だてを採らないとすれば、このままでは投票率上昇の期待がまったく持てない点である。そのなかで、高齢化と少子化のもとの急速な非ピラミッド型人口構成への移行問題も投票意欲にインパクトを与えないはず

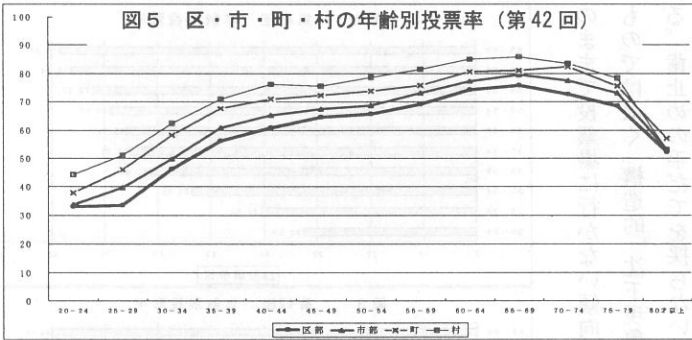


見られる。つまり、20代を除いて、投票率がいずれも低下し、全国平均投票率の「軸」であった30代後半の層から40代の層に「軸」のシフトが移ってきている。「軸」を作る年齢層が高くなっている。

これはどういうことを意味しているのだろうか。断定的には言えないが、ここ3回の総選挙を見るかぎり、30代から40代前半の層は年齢が上がっても棄権

図4 区・市・町・村別の年齢別投票率 (第41回)





がなく、従来のパターンと異なつて投票行動に地殻変動に類した変化が起きてきているように思われる。

投票率と性差

さらに男女別の投票率を見てみよう。第5表は、旧自治省が

作成した戦後の第28回総選挙から第42回までの資料に今回の分を加え一覧にしたものである。

戦後からの推移を示した投票率の男女差は、69年の第32回においてはじめて女性が男性を上回つてからその傾向はずつと変わつていない。しかし、その差は平均1.39%程度であり、棄権率の上昇と性差とはほとんど関係なく下降している。

今回については、『毎日新聞』の事前世論調査によれば、「投票に必ず行く」と回答した者、男性74%、女性68%であった。投票率結果では男性59・68%、女性60・03%で事前の投票意欲と実際との乖離率は男性が女性より高くなっているが、結果では、0・35%で、従来通り男女差がやはりほとんどなかったことである。

投票棄権の回避策

問題は高棄権率をどう見るかである。93年総選挙から上降をはじめここ3回連続して過去最悪の状況が続けていることを見ると、統計から、棄権率の標準の軸が年齢の上の方にズレてきている、と見なす推測が成り立つ。35歳から39歳までの世代が投票にいく標準世代であるが、それが少しずつ38歳から42歳という具合に標準世代が押し上がってきている。標準世代が、従来と違って投票行動に出る割合が減ってきたということであろう。したがって、標準となる世代軸が上にズレていくしかなく、他の世代との代替もきかない以上、しばらくは60%の

前後を維持するとしても、投票率の長期低落傾向が続いていくことになる。そうであれば、構造的な問題になる。

したがって、対応策の基本は、一面では世代を超えて考える必要もあるが、とりわけ若年層に焦点を当てた具体策でなければならぬことを示している。若者の投票離れの傾向は一時的なものではなく、各回選挙を通じて鮮明な一貫性を有しているが90年代に入って若年世代の低投票率が上の世代へとそのまま持ち越されていく傾向を一段と明瞭にしてきている以上、それを踏まえた対応策を練る必要がある。

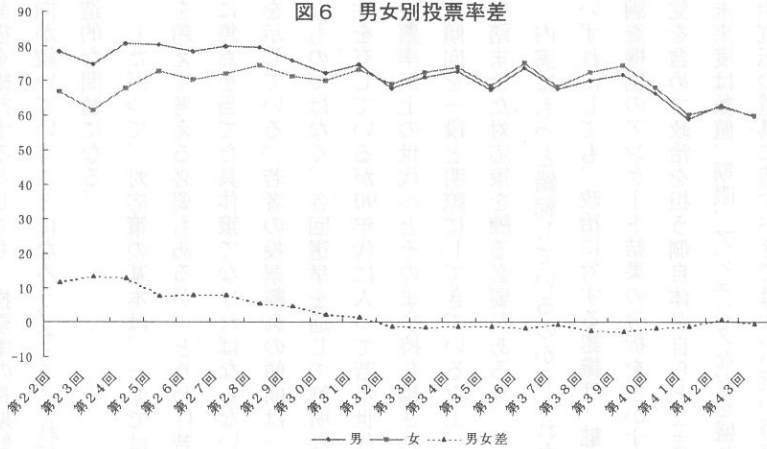
内実はもっと錯綜しているのかもしれない。

いずれにしても、政治に対する認識度、魅力度、意欲度、関心度、批判度、あるいは政党支持度等々から見た各世論調査機関のアンケート結果の分析を生かす中で、個別的にも若者が生活や人生観に関わって確信のもてる未来度を政党を含めて政治を担う側自体が自らどこまで描き切り開くことができるかが、差し迫って必要であろうと思われる。未来度は数値、期限、アジェンダなどを盛り込んだ政策案ないしマニフェストで具体化して当然であろう。誓って政治宣伝の道具に墮すべきではない。近い将来国民の中堅を担うべき若者が投票行動から極端に遠い距離にいることを

表5 男女別投票率の差

総選挙	執行年	投票率%		男女差
		男	女	
第22回	1946	78.52	66.97	11.55
第23回	1947	74.87	61.60	13.27
第24回	1949	80.74	67.95	12.79
第25回	1952	80.46	72.76	7.70
第26回	1953	78.35	70.44	7.91
第27回	1955	79.95	72.06	7.89
第28回	1958	79.79	74.42	5.37
第29回	1960	76.00	71.23	4.77
第30回	1963	72.36	70.02	2.34
第31回	1967	74.75	73.28	1.47
第32回	1969	67.85	69.12	-1.27
第33回	1972	71.01	72.46	-1.45
第34回	1976	72.81	74.05	-1.24
第35回	1979	67.42	68.56	-1.14
第36回	1980	73.72	75.36	-1.64
第37回	1983	67.56	68.30	-0.74
第38回	1986	70.21	72.56	-2.31
第39回	1990	71.93	74.61	-2.68
第40回	1993	66.39	68.09	-1.70
第41回	1996	59.03	60.23	-1.20
第42回	2000	62.94	62.49	0.92
第43回	2003	59.68	60.03	-0.35

図6 男女別投票率差



座視して良いはずがなく、政府や政党の側からの早急な積極策が必要になっている。

10年、20年先を視野に置いて、政府もいずれの政党も、若者に対する項目を設け、重心をそこに置き、政治家としての見識を発揮しなければならない。

投票率のアップ・ダウンに一喜一憂する政党側の事情は理解できる。しかし、棄権率の「過大化」問題は、党利党略や派利派略を超えた問題である。解散時期や雨や風など自然現象にすら気を使う細やかさには頭が下がるが、放置は、どの政党にとっても決して利益にはならない。棄権率の増大は、国民参加の政治過程を切り縮め先細らせ、逆に倫理感覚の欠如した政治(関係)を膨張させ、果ては既存の自ら拠って立つ民主主義形態の基盤すらほり崩す警鐘と見なすことができるからである。

前回の選挙から導入された不在者投票制度の改正、投票時間の延長、あるいは海外在住者の投票権確保などの技術的な側面の改善だけでは、高棄権率化の歯止めがほとんどかかっていない。また、現行のような行政側中心のお任せ投票啓蒙活動レヴェルでもほとんど効果がないことも示している。安易に、罰金制度⁽²⁰⁾を導入しても始まらない。

さらにもう一つの視点として、当面、技術的に効果的で有益な改善

は、公職選挙法の改正になる。選挙制度研究会の平成13年度参議院選挙の詳細な手引き⁽²¹⁾を見ると、立候補の手続き、選挙運動、政党・政治団体等の政治活動など、丸ごと金縛り状態である。これだけよくも制限ができたものと改めて感心させられるが、どの政党も議員も「甘受」しているとは思えない。一つの禁止条項だけで数しれない理想的制約に繋がる。基本的には、選挙活動ができない仕組みと云ってよい。市場だけではなく、政治の「自由化」も必要であろう。能のない名前の連呼に駆り立てられるのではなく、原則として、制約の伴わない選挙・政治運動の創造的な活性化を通じて、国民の選択権の行使を促進することに意を注ぐことである。政策案もマニフェストも、その時はじめて生き生きとするだけでなく、結果として政治と政党の権威も高めるものになろう。

3 絶対得票率について

投票率と棄権率 投票率と棄権率は、国民の政治参加の動態がどうなっているか、その一断面をマクロで示す指標である。

「投票すること」も「棄権すること」も、いずれも国民の基本的権利であって、そこには軽重はない。一般に、権利の行使をためらうような国民は本来いないからである。投票する者が積極的で、しない者が消極的といったきめつけた分類などもあり得ない。棄権という形での権利行使が個人個人の能動的な意志決定であるかぎり、政治社会にたいする鋭敏な反応の代替にもなるからである。本質的に、「国家が権利を創りだすのではなくて、それを認める⁽²²⁾」にすぎない。この関係は既存の「国家の性格」を推しはかることのできる一つの準則になる。

一般に、投票には棄権は避けられない。病気、高齢、障害、個人的事情、非政治的無関心等々は、一定程度つきも

のでやむを得ない。問題は、政治が排出してきたうち続く負の領域に対する不信、嫌悪、怒り、倦厭、無視、見限り、あきらめ等々、理由は様々であれ「冷めた」有権者の受動的棄権についてである。かつては80%に迫る有権者が投票場に出かけたわけである。現行の棄権率は、ほとんどが受動的棄権の高低に拠る。

投票と棄権は当該社会を映し出す表裏をなす一つのコインである。投票率・棄権率は、異なる二つの行動の中から国民の「実相」を傾向的に表示する統計としてのみならず、一連の政治改革から国民参加の政治社会のありかたや実効的構想はどうか、双方向の空間を股にかけたものであるが故に、政治側に突きつけられた批判と背中合わせの関係にも立つ。

絶対得票率の意義

絶対得票率とは、統計として各党それぞれ得た得票数を有権者総数で除した割合のことである。投票率・棄権率に比して限られた問題領域を扱うが、単純明快な統計である。要するに、全体と部分との関係であつて、有権者総数を100として政党支持率の度合いを量るものである。したがつて、有権者という基数は、投票した者と棄権した者を一切区別しない。また、絶対得票率は、各政党内の当選者・落選者の区別も問わない。棄権でも落選でも種差化しない点では、絶対得票率は、平明なバロメーターになる。

絶対得票率は、多数政党が組閣し政府の核を構成する議院内閣制の下では、永遠の哲学的テーマにもなるが、「権力の正当性」の問題に深く関係している。多数政党とは、単独か、あるいは与党として連立・協力の提携関係を結ぶ諸政党丸ごとか、その区別の必要はない。政府の頭部を基本的に支える政党すべてが対象になる。

権力の重要な一翼を担う内閣の構成が国民のどれだけの量的な積極的支持を得ているか。いかなる「公的」基準もないが、多いか少ないかの判断はつく以上、権力の正当性のゆらぎや疑念は必然的に生じてこよう。多数(派)か少数(派)かは、議席だけで量るものではない。議席数のみが絶対性を持つという観念ほど、代議制政治にとって危険

なものはない。J・S・ミルが、多数派は「全体のうちでは少数にすぎないかもしれないし、しばしばそうなのである」⁽²³⁾と述べたことと同じものである。別の尺度も斟酌しなければ不公平であるだけではなく、バランス上、必須の政治的緊張関係までを弛緩させ、結果として国民の利益を大きく損なうことになる。一つのものさしとして、絶対得票率の統計も欠かせない。

自民党と絶対得票率

絶対得票率は、特定の総選挙だけを取り出してみるだけではあまり意味をなさない場合がある。例外的事例もあり得るからである。したがって、ここでは、およそ半世紀の自民党の絶対得票率の推移から、議席「量」とは異なる多数(派)の一つの実質をまず検討してみたい。

図7⁽²⁴⁾において、55年体制以降の自民党の絶対得票率の推移を見てみよう。新選挙制度の下の第41回から今回までは、有権者総数、投票者数、得票数とも小選挙区における数字を用いている。本来は、小選挙区、比例代表どちらの数字を用いても構わないが、自民党にとって少しでも有利になる数字を使っただけで、他意はない。

自民党の絶対得票率は、当初の2回は40%台を確保したが、第30回から39回までは30%を切る寸前まで漸減し、「世界に冠たる日本」の

図7 自民党の得票率と絶対得票率



実現時代にやや持ち直してバブル崩壊の90年代から今回に至っては、20%台の半ばに張り付いたままである。高い時で44・17%あったが、いまでは、20%近くも減少して25%程度に急落している。客観的な数字としては、実に有権者総数の4分の1の支持しかないことが一目瞭然である。

第28回総選挙から第39回までの得票率の平均では49・03%、絶対得票率の平均では35・26%である。得票率と絶対得票率の平均差は13・77%で、その間どの回もおおよそ安定した推移である。90年代以降では、得票率と絶対得票率の平均差は、第40回12・28%、第41回16・28%、第42回16・14%、今回18・34%とばらつき、開きも拡大している。棄権率が高まると当然ながら絶対得票率も下がるが、今回の自民党は、得票率の上昇があっても、絶対得票率は横ばいのままであることが特色である。

得票率と絶対得票率の関係は、図7で見られるように、80年代末までのようにほぼ正比例関係に立つが、90年代以降ではその相関関係はくずれている。要因は、様々考えられる。投票率の極端な低下、小選挙区比例代表並立制の選挙制度のひずみ、政党間の票の大規模な移し替え（連携・協力のスプリット・ヴォート）、共産、社民の支持者から民主党への屈折した投票行動などが左右しているかもしれないが、確としたことは言えない。自民党はここ10年間で得票率を最大8%近く押し上げて評価的には「健闘した」といえるが、絶対得票率との差に関しては0・68%しか押し上げることが出来なかった。要するに、自民党単独の実質得票は横ばい状態のまま、ないし保守票の流入部分を差し引けばマイナスか、ということになる。

今回の総選挙の有権者総数は、55年体制最初の選挙であった第28回の有権者総数の1・96倍まで上昇し、全投票者数は1・48倍まで増えた。ところが、表6の自民党の得票数を見ると、93年の下野を除けば政権党としての「不動的地位」を持ちながら、ほとんど変化がない。全16回の総選挙の得票数の平均はわずか1・13倍にとどまっている。有

権者総数が爆発的に増え投票者数も5割増えたにもかかわらず、自民党に投票した国民は、実数において微増にとどまり、あたかも時計の針が50年間止まっているかのような印象を受ける。3千万票を超えたのは、およそ半世紀で1度だけであるが、平均すれば、自民党の得票数は2千4百万票あたりを往復しあつて、そこに変化らしきものを見て取ることは難しい。得票がいれば凝固状態になっている。今後も、得票の推移に大きな変化が期待できない。自民党の絶対得票率は、今後下がることはあつても、上がる可能性はきわめて低い状況にあることが読み取れる。

スウィングが働いたと思える総選挙ですら、過去16回中、第36回、第38回、第39回の3回のみである。前回と今回の小選挙区において得票数を伸ばしていることは、自民党の支持者が増えているというより、選挙区で候補者をほとんど立てなかつた公明支持票のスパリット・ヴォートの結果であろう。⁽²⁵⁾それを念頭から消して額面通りとつても、やはり流入した保守新党票を合算している以上、自民党の支持「基数」増の根拠はどこにも見あたらない。

総じて、自民党支持票がマイナス的に固定化し、無党派層によるスウィングがほとんど働かない状況になっている。スウィングがあ

表6 自民党の得票率と絶対得票率

総選挙	有権者総数	全投票者数	自民党		
			得票数	得票率%	絶対得票率%
第28回	52013529	40045111	22976846	57.37	44.17
第29回	54312993	39923469	22740271	57.56	41.86
第30回	58281678	41462551	22423915	54.67	38.47
第31回	62992796	46606040	22447838	48.80	35.63
第32回	69260424	47449709	22381570	47.63	35.54
第33回	73769636	52935313	24563199	46.85	33.29
第34回	77926588	57236622	23653626	41.78	30.35
第35回	80169924	54522013	24084130	44.59	30.04
第36回	80925034	60342329	28262441	47.88	34.92
第37回	84252608	57240829	25982785	45.76	30.83
第38回	86426845	61707654	29875501	49.42	34.56
第39回	90322908	66215906	30315417	46.14	33.56
第40回	94477816	63547819	22999646	36.62	24.34
第41回	97680719	58262930	21836096	38.63	22.35
第42回	100433798	62764239	24945806	40.97	24.83
第43回	102232944	59502373	26089326	43.85	25.51

第41回、第42回、第43回の数字はいずれも小選挙区における数字である。

まり働かないとすれば、各世論調査機関が行っている世代間ごとの政党支持率の資料が示すように、また、第1節の投票率で考察したように、若年層の低い投票行動が押し上がって支持「基数」が減少するしかない状況下に置かれ、絶対得票率が上に動かない。小泉首相の個人人気、内閣の支持率の高さ、若い自民党幹事長の抜擢、潤沢な選挙資金、マスコミを通じた広告大宣伝など、「人気と実力」など手にできるものを総動員しても絶対得票率が上らないことは、長年「盤石」であった支持「基数」ですら減少傾向に入っているのではないか。自民党支持者が、加齢に従い定期的流入してきた流れに「異変」が起こって、要するに、投票行動をしない若い世代が玉突き状態で押し上げられてきている結果、増えるどころか支持「基数」そのものが減少傾向を速めているのではないか。前述の第2節の投票率分析の結果とも符合し、もしそうであれば、自民党の得票数の低落傾向は、今後一段と加速することになる。当然ながら、絶対得票率もさらに下がることになる。

自民党と民主党の絶対得票率比較

絶対得票率は、小選挙区と比例代表との自民党対民主党の得票結果を見ると、さらに状況ははっきりしてくる。表7では、前回総選挙では両党の小選挙区の絶対得票率の開きは、自民党が6.7%、今回でも4.9%多い。他方、比例代表の絶対得票率は逆転している。前回では、自民党対民主党の絶対得票率では4.45%、今回でも1.41%、いずれも民主党が上回っている。

自民党の得票率は、小選挙区では前回並で、比例代表では300万票上積みしている。しかし、過去の自民党の平均得票数およそ2400万票程度を「基数」として見ると、小選挙区では前回、今回とも200万票増やしたが、比例代表では、前回700万票、今回300万票も、大幅に減らしたことになる。また、小選挙区と比例代表との対比で見ると、得票率は、前回では900万票の開き、今回も600万票の開きが画然と見られる。自民支持率は、いつ

たいどのような形の数字で見るのがより「真実」を反映させたものなのか。

公明党は大都市の選挙区で10名候補者を立てたものの、それ以外の選挙区では、高い割合において自民党へのスプリット・ヴォートが起きた。逆に、比例代表では、自民支持者から公明へのスプリット・ヴォートは一部しか働かず、それが小さかったという大方の分析⁽²⁷⁾を考慮すれば、ある程度推測が立つ。自民党の支持「基数」は、小選挙区でも比例代表でも着実に減少している、と考えた方がよい。数字上の増あるいは減で見るとはなくて、自民党の従来からの支持者が一段と減少しつつある実体に、他党的な動因が加わった結果が異なる数字を垣間見せている、と思われる。

浦島氏が指摘するような「バツファープレーヤー(牽制的有権者)⁽²⁸⁾」が動いたとは考えられない。自民党支持であるが、しかし自民党に大勝させたくない牽制票があつた痕跡はどこにもない。自民党は、小選挙区の得票数では前回並で、比例代表ではむしろ300万票上積みしているからである。民主党の小選挙区の得票増は、非・反自民の、とりわけ共産、社民による有権者による自立的選択の可能性が高い。牽制ではなく、むしろ非・反自民の対抗的有権者の動向に注視すべきであろう。

表7 小選挙区の自民党と民主党の絶対得票率

	第42回			第43回		
	得票数	得票率%	絶対得票率%	得票数	得票率%	絶対得票率%
自民党	26176270	40.97	24.40	26880914	46.72	26.29
民主党	18043485	30.98	17.64	21814154	36.66	21.33

第42回、第43回とも自民党の得票数には保守党の得票数を加えている

第42回では民主党の得票数には自由党の得票数を加えている

表8 比例代表の自民党と民主党の絶対得票率

	第42回			第43回		
	得票数	得票率%	絶対得票率%	得票数	得票率%	絶対得票率%
自民党	17190759	28.72	17.11	20660185	34.96	20.20
民主党	21657480	36.19	21.56	22095636	37.96	21.61

第42回、第43回とも自民党の得票数には保守党の得票数を加えている

第42回では民主党の得票数には自由党の得票数を加えている

小選挙区と比例代表の得票の落差の大きさを見ると、自民党にスウィングが働く余地はほとんどない。小選挙区では、票の「移し替え」に乗った結果の高さでしかも「伸びきり」である。他を当てにできない比例選挙では、むしろ実体に近い値が顕れてくる。伸びきりでは、良くても最大で現状維持でそれ以下しかない。比例で見れば、もはや政権党の体をなしているかどうか疑わしい。政権を握っている以上、ヒットを飛ばす政治運営は時にはできて、ホームランをかつ飛ばす政治運営の中身も方法も、現状の政策の四面楚歌的な閉塞下では容易に見つかりようがなく、このままでは、落日のつるべ落としのような状況と隣り合わせの場面を想定した方が早い。

民主党は小選挙区で前回からおよそ360万票増、比例代表では微増であるが30万票を上積みしている。小選挙区、比例代表を問わず、民主党の得票のブレが小さいことは、歴史が浅くとも確かな「基数」を持てるわけで、スウィング次第では大きな上積みを期待できる。ただし、民主党の寄り合い世帯的な側面がいい形で発揮されなければ、また現行のマニフェスト内容では、無党派層のスウィングを引き寄せる魅力はほとんどないだろう。楽観できる客観的な材料には乏しいゆえんである。

得票数の増減は絶対得票率に直接反映する。比例代表では、自民党は得票数において民主党の下に甘んじ、絶対得票率は20・20%、実に有権者総数比5分の1の支持しかない。小選挙区だけで稼いだ議席率の高さは、作為的選挙制度の貢献に拠るものである。「多数」政党とは何か。実態は、多数政党とは、国民の4分の1、あるいは5分の1の支持水準でも達成できる不可思議は、国家権力の正当性に対する疑念を呼び起こして当然である。

絶対得票率を顧みないような政権党は、いずれ歴史の舞台から消えるしかない。それが国民の総意というものである。

4 議会制民主主義と多数(派)

議院内閣制のもとでは、通常、国民の多数の支持を得た政党が組閣を行う慣行が定着している。「国民の多数の支持を得た政党」とは自明の理であるように見えるが、果たしてどうなのか。一つの明快な解釈が出来上がっているとは到底思えない。選挙分析に関する論考は汗牛充棟であっても、「国民の多数の支持を得た政党」とはどういうものか、それを問題にする論考は九牛の一毛である。

多数政党とは 日本的一般状況から言えば、多数は、政党の獲得した議席数から判断される。しかも、多数には5段階のグレードが用意される。いわゆる比較多数、過半数以上、安定多数、絶対多数⁽²⁹⁾、3分の2以上⁽³⁰⁾である。多数と言っても、単純多数と加重多数とは同義にはならない。一般常識では、安定多数が多数を量る基点となる。それから上は絶対性が確保される多数を意味し、下は相対性が増し不確定要因を誘引する多数を意味する。多数にはこのように種々のヴァリエーションがあるわけで、多数は多数でしかないでは通用しない。グレードを欠いた算術計算などは論外となる。法律案を審議・決定する唯一の場である議会の運営において、決定を左右する関係における多数か、あるいは決定を左右できない関係の多数か、政権党にとって内容的にはまったく質が異なる事柄である。55年体制以降の自民党単独の長い支配の歴史のもとでは、議会運営と直結したこのような意味での「多数」に限定した解釈が一般的である。

三つの選挙制度と多数(派) また、ここにおける多数(派)の形成は、選挙制度とも深く関連している。選挙制度は、当為的なものから作為的なものに至るまで、様々考案されているが、実際に多く選択される制度は基本的に3通りである。民意を重視し死票を少なくする⁽³¹⁾か、政権の安定に力点を置くか、あるいは妥協的な中間形態か、と

言った基準に従い収斂する。各軸の許容範囲は単記制か連記制か、委譲式か名簿式か、あるいは選出技術の方法やリストの組み合わせ方など技術的な相違をどれだけ持っても、それらで基準の質を変えることはない。

民意を重視し死票を少なくさせる比例制であれば、比較多数が普通であつて単独で過半数さえ超えるケースは理論上可能であつても実際的には希有となる。大概、過半数にさえ届かない相対多数となる。したがつて、ここでは「量」が強みの最大の柱にはなり得ない。協調と妥協、論理力、あるいは説得力が重要性を増すゆえである。ここでは、議員にとつて、才能や資質は最も価値ある財産となる。「伝統芸能」か！、と揶揄される「特殊日本的な」世襲候補の出身などあり得ない。

小政党には壊滅的で大政党にだけ有利な小選挙区制のもとでは、大政党間の拮抗はあつても多数は必ず大政党のいずれかの過半数以上が常態で、時には「地滑り」現象も非常に起こりやすいとしても、勝敗がすべてである。拮抗からの離脱は、得票の3%から5%程度のスウィングで事足りる。すべて1か0の賭けの選択になる。勝つことが最大であつて1票でも少なければ0でしかない。およそ半分の国民の選択意志は、論理的には常に消滅する。

ところが、「中間的な」選挙形態、小選挙区比例代表並立制のもとでは、多数はせいぜい過半数、最大で安定多数止まりになる。したがつて、例えば多数を占めても、組織的には他との連立を余儀なくされるか、野党との協調的關係が不可欠になるかのいずれしかなく、相対的多数のもとでの一定の連携關係を事実上受容する他ない。とりわけ、連立を強いられたときは、小政党のキャスティング・ヴォートの過剰化を引き起こす。「量」からの離脱を政治運営の核心に入れられない以上、自縄自縛の理に適う必然の結果を甘受せざるを得ない。「量」を重視するあまり、比例代表を廃止して小選挙区制度のみに変更しようとする機運が大政党では強く働き、小政党の疑念と不信が絶えることがない。

量と理念

多数が単なる多数ではなく一定の数量的な加重化を必要とするとき、例えば安定多数や絶対多数は

「政権を安定にする」という神話が生まれるが、まったく根拠がない。過半数に全然届かない相対多数のもとでも、政権が安定する実例は世界にいくらでもあるからである。⁽⁴⁵⁾ 協調と妥協を通じて政治運営を行う方式では、「量」の絶对的な力に頼る政治は不要になる。加重多数が必要な場合が例えあつたとしても、「量が最優先する」と見なすような観念は、議会制民主主義の原理上きわめて危険な考え方である。より加重化された多数は、緊張した政治関係を欠きやすく脆弱で腐敗的な体質を持ちやすい、と言つたむしろパラドックスの真理性を高めよう。「量」にしがみつくと、誰のための「量」かさえ定かでなくなつて、「国民のための量」も忘却の彼方になる。

このような「多数」論は、おしなべて「国民の多数の支持を得た政党」における形容詞「国民の」が抜け落ちた考え方に近い。「多数」とは、どんな形であれ「国民の多数の支持」を得ているのかどうか、大抵これとは非対称の關係に置かれた論議である。議会制民主主義のもとでの多数の理念的な意味は、ここではまったく曖昧にされる。議会と民主主義が内的に不整合なまま「縫合」され、量的結果だけを許容する枠内に押し込められ、結局、「恣意的な」システムの代替が議会制民主主義として呼称されているのではないか、という強い疑念が起きて当然であろう。

おわりに

投票率と絶対得票率は密接な関係にある。投票率が極端に下がっている現状のもとでは、絶対得票率も大幅に低下し、「国民の多数の支持」からほど遠いところに位置することになる。議席数の多寡を強弁するだけでは国民の説得を得ることは難しい。大幅な投票率低下は、大きくは政治への不信でしかない。「国民の多数の支持」をどれだけ強調しようと、むなししい。国民主権の下にある議院内閣制も、議会制民主主義も、法の支配も、国家の権威も、「量」至

上主義の「空疎な」高笑いで足蹴にされるのがせいぜいである。現に、利益誘導型の政治、空手形の乱発、数量的決定方式、族議員の跋扈、党議拘束、前世紀的な世襲の拡大再生産、天井知らずの「政治資金」、政・官・財の癒着となれ合い、政治家腐敗等々が徘徊する日常性から逃れることはできないでいる。「国民の多数の支持」を意識の手に置かない必然の結果である。

絶対得票率がどれだけあればよいのか。単純なモデルとしては、投票率70%台で5割の得票があれば絶対得票率35%以上、投票率80%台で5割の得票率があれば絶対得票率40%以上になる。およそ最低、与党全体で絶対得票率35%以上を目安として考えればよい。そのためには、投票率を高める努力がまず必要である。

投票率引き上げの方策については、すでに第2節で既述したが、他にも種々方法がある。例えば、有能な士が立候補し易くするために、その生活権の憂いをなくする制度である。元の職場における身分と地位の復帰を認める。この復帰権は当選・落選問わず、8年間程度有効とする。負担が大きくなった民間企業や団体に対しては、政党助成金から一定の補助を設ける。政党の取り分はその分減額になる。国政に携わる人材の育成を目的として広く国民に開放する措置である。身近で適正な人物の立候補制は投票率のアップに竿差すであろう。当選者および一定の「惜敗率」に達した候補者には、司法習修を義務づけた上で法曹資格を与えてもよい。

絶対得票率が35%台に満たない場合、国民生活に欠かせない法案と実務的法案を除いた重要事項については、国民投票を前もって実施することを義務づける。国民の多数を得ていない以上、「国民代表」としての十分かつ必要条件に欠けるわけで、種々の公共政策案の通過を事実上凍結ないし困難化させて当然である。それで国政が滞るならば、総選挙を実施して国民の多数の支持を獲得するよう努力すれば事足りよう。

また、与党の絶対得票率が20%台では、政権交替が自動的に行われてよい。「国民の多数の支持」をどの与野党も得ていない下では、20%台の野党に政権を譲っても同じであるかもしれないが、政治転換のきっかけになる可能性がまだあり得る。政治「転換」という可能性に賭ける「現実性」である。ただし、どの政党も絶対得票率が20%台ないし以下の際には、大政党間の大連立の選択肢は認めない制度が必要であろう。

かなえは、国民の多数の支持が「国家権力の正当性」に繋がる道理を、政治を担う側すべてが再認識し、いまそれをどのよう構築すべきか熟考し、解を見つけ実行することであろう。

(1) 自民党の244議席には、3名の無所属の追加公認と解党し合流した保守新党4名を加えている。『日本経済新聞』朝刊、2003年11月11日、1ページ。

(2) 選挙区、比例代表問わず、民主党が200議席台、つまり10%程度の議席率増は自民党の議席率が10%程度減少する関係に立つものと想定する。しかしながら、民主対自民の10%の議席率増減のためには、スウィング・ヴォートの新たな獲得が4~5%程度必要であろう。諸外国の経験法則上、それは最大限の数字に近いが、自民党のエラーや民主党の主体的力量の増大といった「期待」可変数の高低いかになる。

(3) 90年代以降の外交・国際関係は、超軍事大国アメリカの単独主義 unilateralism と国連を中心とした多国間主義 multilateralism を基軸にした国際関係が色濃い。国際的に、非和解的な対立軸が存在するもとは、1国内の政党の外交政策が一方に収斂的な傾向をみせることなく絶え間なく争点化する、と思われる。ヨーロッパとアメリカの思想的立場の分裂を鋭く説いたロバート・ケーガン『ネオコンの論理』(山岡洋一訳、光文社、2003年)の指摘は、二大政党制の問題を考える上でも参考になる。

(4) 浦島郁夫「二大政党化、問題点も示唆」『朝日新聞』朝刊、2003年11月11日、5ページ。

- (5) Arend Lijphart, *Democracies: Patterns of Majoritarian and Consensus Government in Twenty-one Countries*, Yale University Press, 1984, pp.43-63.
- (6) 『日本経済新聞』朝刊、2002年9月24日、25日、7ページ参照。
- (7) 投票率は、自治省選挙部『平成12年6月25日執行衆議院総選挙 最高裁判所裁判官国民審査結果調』、10、12ページの統計から。
- (8) 第43回は、総務省自治行政局選挙部『衆議院選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調』平成15年11月9日執行、<http://www.soumu.go.jp/>の統計利用。
- (9) 例えは、ヨーロッパの下院の投票率のいくつかと比較してみよう。英国では2001年総選挙は60%台で、戦後最悪の71%を10%以上下回るものであったが、長期スタンスで見れば1945年来安定的に70%台半ばを維持していた。フランスでは、共和国連合のシラク候補の大統領選圧勝と、続けて行われた2002年の総選挙では60%台を切る最悪のものとなった。しかし、英国とほぼ同じような推移で1945年来、平均70%を維持していた。今回の低投票率だけは、半世紀の例外的なものと考えられることもできよう。英国の労働党のブレア人気が加えて堅調な政権運営の安定ぶりに比べて、内部混乱の露呈や政策の違いを鮮明に出来ない保守党との「差」は、国民の投票行動への関心を低めたと考えられる、他方、フランスでは社会党の大統領選における国民戦線のルペン候補にも及ばなかった手ひどい完敗は、総選挙の投票率の極端な低下に最も大きな影響を与えたことは否定できない。ドイツでは、2002年では79%であったが、80%を下回ったのは戦後2回しかなく1949年来、平均85%台の高率である。イタリアは2001年総選挙ではやや投票率を下げたものの、1946年来平均85%以上の高率を維持している。北欧諸国はどれもおしなべて高く、90%を超す選挙年も複数ある。
- (10) アメリカは常に低投票率である。世界では投票率に関しては孤立的で「特異な」存在である。1946年来2年ごとの投票率の平均45%程度で、投票率のばらつきも顕著である。30%台から50%台の中を往復しあっているわけである。なぜ、アメリカでは投票率が極端に低いのか。選出方法が1か0で、しかもイデオロギー性が薄く繰入れ替え可能な互換型の2大政党のみが議席を分け合う政治システムであって、もともと積極的な投票行動を誘引する理由や魅力がないことが最大の要因であろう。加えて、「民族的一体性」といったレヴェルでのアイデンティティの薄い移民社会であることも

棄権を増す大きな原因である。さらに大きな問題は、統計に表れた有権者が本来の有資格者の有権者総数の人口比80%強しかなく、選挙前に5000万人近くが入り口前でシャットアウトされ有権者資格から除外されてしまう。余裕もなく選挙登録どころではない、勤め先に遅れては冷たい視線や減給まで覚悟しなければならぬ、役所へのわずかな交通費もままならないような社会の底辺層にはきわめて不都合な制度である。日本やヨーロッパでは、有権者と有資格者総数は100%重なるので、選挙権が行使できない者が生まれるような素地がない。アメリカの選挙登録制度は、前世紀的な不合理な制度以外何物でもない。自分の足で選挙ごとに選挙登録を済ませない限り、有資格者であっても有権者としての権利行使はできない。登録制度は、投票率を30%台にしたり50%台にしたりする高低差のあるばらつき要因の一つにもなる。登録制度は、選挙意識の啓発に役立つという論調もあるが、常に極端に低い投票率下では、何の説得力もない。

また、政府や議会に対する見方もヨーロッパや日本とは異なって、団体を通じて利害関係を反映させ圧力をかける行動パターンが定着している事情が、投票の低調さぶりに輪をかけている。投票行動を最優先させたり低投票率をさほど問題にするような政治環境にないのである。アメリカの「政党」の異質な性格や議会におけるクロス投票も、その反映の一つである。

したがって、アメリカの投票率は別のものさしを使って見るべき問題であって、日本やヨーロッパのそれと比較の対象にしてもさしたる意味がない。アメリカでは、各選挙ごとの低投票率を問題にしなくともよい政治環境の下で、事実戦後一貫して60%にさえ届かず、70年代、80年代、90年代に至っては投票率40%台の下方で「低迷」し続けている。日本やヨーロッパ的な基準で扱う事柄というより、むしろ低投票率を問う以前の問題状況である。有権者資格者を「合法的に排斥」した上でなおかつ投票率40%台では、アメリカ「民主主義」の政治構造の辻褃の合わない特有性そのものを丸ごと問題にするしかならぬ。

(11) 総務省自治行政局選挙部、前掲書では、正確には有権者総数102,232,944人、棄権者数(小選挙区)41,036,526人。因みに、内無効投票(小選挙区)は、1,6887,433人で投票総数の2.76%、内無効投票(比例代表)は、2,080,459人で投票総数の3.40%である。

(12) 県別人口は、財団法人矢野恒太郎記念会編『データで見る県勢』2001年を参照。第41回、第42回、自治省選挙部、前

- 掲書、10ページ。第43回は、総務省自治行政局選挙部、前掲書、10ページより。
- (13) 自治省選挙部、前掲書、451-454ページ参照。
- (14) 第41回では2・64%差、第42回では0・66%差である。いずれも5万人未満に比べて5万人以上の市部の投票率が低い。自治省選挙部、前掲書、453-454ページ参照。
- (15) 同上、452ページの統計から。
- (16) 自治省選挙部、前掲書、452、455ページから集約、ただし、市部の5万人以上と5万人以下の区別は表記上載せていない。
- (17) 『毎日新聞』朝刊、2003年11月3日、3ページ。
- (18) 自治省選挙部、前掲書、10、12ページを集約。
- (19) 『毎日新聞』朝刊、2003年11月3日、3ページ。
- (20) 福岡政行『日本の選挙』増補版、早稲田大学出版部、2001年、165、166ページ参照。
- (21) 選挙制度研究会『参議院選挙の手引 平成13年』ぎょうせい、2002年参照。
- (22) H. J. ラスキ『政治学大綱 上巻』（日高明三、横越英一訳）、政法大学出版局、1981年、137ページ参照。
- (23) J. S. ミル『代議制統治論』（水田洋訳）、岩波書店、1997年、174ページ。
- (24) 絶対得票率以外の数字は、自治省選挙部、前掲書、および総務省自治行政局選挙部、前掲書の統計から集約。
- (25) 例えば、『読売新聞』朝刊、2003年、11月11日、6ページ、『毎日新聞』朝刊、1003年11月11日、5ページ、『朝日新聞』朝刊、2003年12月25日、6ページなど参照。
- (26) 数字はすべて、自治省選挙部、前掲書、および総務省自治行政局選挙部、前掲書から。
- (27) 『朝日新聞』朝刊、2003年11月10日、3ページ、『産経新聞』朝刊、2003年11月10日、4ページ、『日本経済新聞』朝刊、2003年11月10日、3ページ、同日夕刊、3ページ、『読売新聞』朝刊、2003年11月10日、2ページなど参照。
- (28) 浦島郁夫「公明次第で政権が変わる」『読売新聞』朝刊、2003年11月11日。

- (29) 日本の国会は委員会による審議方式である。法律案は、原則としてまず委員会で可決されたもののみが、本会議に上程される。したがって、17の常任委員会において過半数を維持できる議席数を与党が得ている場合を、とくに「安定多数」と呼んでいる。委員会の総定員数は610で過半数は306となる。『現代用語の基礎知識 2004』自由国民社2004年、345ページ)委員は党派ごとの比率によって配分され、与党が252議席得ていれば、委員会採決において常に多数を握れる。
- (30) 安定多数に加えて、各常任委員会委員長を独占する場合には、269議席で足りる。この数字が絶対安定多数と呼ばれている。
- (31) 小選挙区における今回の死票を計算した『産経新聞』(朝刊、2003年11月11日、3ページ参照)に拠れば、2864万票である。無効票を除いて、死票率は48・13%になる。政党別で一番高い死票率は484万票の共産党で100%、次いで171万票の社民党で95・66%、民主党は51・44%であった。
- (32) 読売新聞調査研究本部編『民主主義の源流を探る西欧の議会』読売新聞社、1989年、438、439ページ巻末の資料。Cf. George Thomas Kurian(Ed.), *World Encyclopedia of Parliaments and Legislatures Congressional Quarterly Inc. Washington, D.C.* pp.638-649.
- (33) 民主党のマニフェストでは、比例代表180から100に減らすと公表している。 <http://www.dpj.or.jp/seisaku/sogo/manifesto/>
- (34) 『朝日新聞』朝刊社説、2003年10月31日、2ページ。
- (35) Cf. Bernard Grofman and Arend Lijphart(eds), *Proportionality by Non-PR Methods: Ethnic Representation in Belgium, Cyprus, Lebanon, New Zealand, West Germany and Zimbabwe, Electoral Laws and Their Political Consequences*, New York: Agathon Press, 1986.

